

1. ワシントン条約第7条6項に基づく科学施設の登録制度の概要

- 条約第7条6項では、政府の管理当局により条約事務局へ登録された科学施設（学術研究を行う研究機関等）間の取引について、下記の要件を満たす場合、例外として条約に基づく輸出入手続きの簡素化が認められている。

登録の目的

科学施設が、分類学及び種の保存に関する研究を行うために必要となる標本の科学的交換を促進すること。

要件

1. 非商業目的の取引（贈与や交換等）であること
2. 合法的に取得されたワシントン条約対象の野生動植物の標本であること
 - ① さく葉標本（例：押し葉標本）
 - ② 保存された博物館用の標本（例：個体のホルマリン漬け、アルコール漬け）
 - ③ 乾燥された博物館用の標本（例：剥製、昆虫標本、骨格標本）
 - ④ 包埋された博物館用の標本（例：アクリル樹脂封入標本、プレパレート標本）
 - ⑤ 冷凍された博物館用の標本（例：凍結保存されている組織標本）
 - ⑥ 生きている植物（例：生きた植物個体、生の状態の植物の一部、種子（果実）、球根、むかご）
3. 条約に基づく輸出許可書等の代わりに、政府の管理当局が発給又は承認したラベルを付すこと

2. 科学施設の登録制度に係る日本の対応と現状

これまで

- これまで我が国では、科学研究の目的で輸入される貨物の目的外使用や転売等の不正行為を防止する観点から同制度の導入をしていなかった。
→科学施設が標本の輸出入を行う度に、条約及び外為法等に基づく手続きが必要。

状況の変化と対応

- 既に世界では先進国の大半を含む72か国で当該制度を導入済み。
- 我が国の科学施設の登録を行わないことによる不利益（未登録施設との取引を拒否される）や事務負担も増大している
→有識者による検討会議において検討を重ね、本年10月より当該制度を導入予定。

3. 科学施設の登録制度の仕組み

- 制度利用を希望する科学施設は、必要書類を準備して経産省へ届出。経産省は、基準に合致している科学施設をHP及び条約事務局へ登録。
- 登録された科学施設に対し、最大3年間有効の包括（輸出・輸入）承認証を発行。経産省が定めたラベルを付すことにより、登録施設間の取引に係る手続を簡素化。

